

○ 介護保険の適用料金（一日あたりの単位数）

（1単位：10.33円）

介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）〔個室〕		介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）〔多床室〕		備 考
要支援 1	451	要支援 1	451	予防給付の1割負担額です。 負担額は1割～3割となります。
要支援 2	561	要支援 2	561	
連続 31 日以上利用 介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）〔個室〕		連続 31 日以上利用 介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）〔多床室〕		
要支援 1	442	要支援 1	442	
要支援 2	548	要支援 2	548	
生活機能向上連携加算Ⅰ		100	理学療法士等と連携して、機能訓練指導員が生活機能向上を目的とした個別計画書を作成すること（3ヶ月に1回を限度）	
生活機能向上連携加算Ⅱ		200	理学療法士等と連携して、個別機能訓練計画書を作成している。個別機能訓練加算を算定している場合は、単位：100となる。	
機能訓練体制加算		12	リハビリテーションの体制を確保している。	
個別機能訓練加算		56	ご利用者様毎の個別機能訓練計画を作成した場合。	
認知症行動・心理症状緊急対応加算		200	認知症の行動、心理症状が認められ、緊急に短期入所生活介護が必要と医師が判断した場合に、7日を限度に算定。	
若年性認知症利用者受入加算		120	若年性認知症の方を受入れ、個別の担当者を定め本人や家族の希望を踏まえた介護サービスを提供する。	
送迎加算		184	居宅と施設の間の送迎を行った場合。（片道）居宅以外は自費となります。	
療養食加算		8	3回/日限度。医師の発行する食事せんに基づき、食事を提供した場合。	
サービス提供体制強化加算Ⅲ		6	職員のうち勤続3年以上の者が3割以上在籍している場合算定。	
生産性向上推進体制加算		10	見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担の取組等を行っていること。	
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）2		17.2%	上記介護予防短期入所生活介護費の合計に加算（1か月につき） （支給限度基準額対象外）	

・短期入所生活介護サービス

○ 介護保険の適用料金（一日あたりの単位数）

（1単位：10.33円）

短期入所生活介護費（Ⅰ）〔個室〕		短期入所生活介護費（Ⅱ）〔多床室〕		備 考
要介護 1	603	要介護 1	603	介護給付の 1 割負担額です。 負担額は 1 割～ 3 割となります。
要介護 2	672	要介護 2	672	
要介護 3	745	要介護 3	745	
要介護 4	815	要介護 4	815	
要介護 5	884	要介護 5	884	
連続 61 日以上ご利用 短期入所生活介護費（Ⅰ）〔個室〕		連続 61 日以上ご利用 短期入所生活介護費（Ⅱ）〔多床室〕		
要介護 1	573	要介護 1	573	
要介護 2	642	要介護 2	642	
要介護 3	715	要介護 3	715	
要介護 4	785	要介護 4	785	
要介護 5	854	要介護 5	854	
生活機能向上連携加算Ⅰ	100	理学療法士等と連携して、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別計画を作成すること（3 ヶ月に 1 回を限度）		
生活機能向上連携加算Ⅱ	200	理学療法士等と連携して、個別機能訓練計画書を作成している。個別機能訓練加算を算定している場合は、単位：100 となる。		
機能訓練体制加算	12	リハビリテーションの体制を確保している。		
個別機能訓練加算	56	ご利用者様毎の個別機能訓練計画を作成した場合。		
看護体制加算Ⅱ	8	看護職員を常勤換算方法で 1 名以上配置し、24 時間連絡体制を確保している。 要介護 3 以上の利用者様を 70%以上受け入れている。		
医療連携強化加算	58	特定の疾患を持つご利用者様の受入時に算定		
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	認知症の行動、心理症状が認められ、緊急に短期入所生活介護が必要と医師が判断した場合に、7 日を限度に算定		
若年性認知症利用者受入加算	120	若年性認知症の方を受入れ、個別の担当者を定め本人や家族の希望を踏まえた介護サービスを提供する。		
送迎加算	184	居宅と施設の間の送迎を行った場合。（片道）居宅以外は自費となります。		
緊急短期入所受入加算	90	緊急に受け入れを行った場合、7 日を限度として算定		
長期利用者提供減算	-30	30 日以上ご利用になった場合、1 日あたり 30 単位の減算となります。		
療養食加算	8	3 回/日限度。医師の発行する食事せんに基づき、食事を提供した場合に算定。		
在宅中重度者受入加算	417	訪問看護の提供を受けていた方が、短期入所生活介護を利用した場合に 訪問看護事業所から派遣された看護師に健康上の管理等を行わせた場合に算定。		
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	職員のうち勤続 3 年以上の者が 3 割以上在籍している場合算定。		
生産性向上推進体制加算	10	見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担の取組等を行っていること。		
看取り連携体制加算	64	看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者またはその家族等に対し該当対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。（死亡日及び死亡日以前 30 日以下について、7 日を限度）		
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）2	17.2%	上記介護予防短期入所生活介護費の合計に加算（1 か月につき）（支給限度基準額対象外）		

※サービスおよび利用期間は、「居宅サービス計画」に位置づけられた内容で算定されます。

※この負担額を適用する場合には、介護保険要介護状態区分別の“支給限度額”内であることが必要です。支給限度額を超えた場合には、介護報酬の10割の自己負担が必要となります。

○ 介護保険適用外料金（1日あたり）

（単位：円）

短期入所生活介護費（Ⅰ）〔個室〕		短期入所生活介護費（Ⅱ）〔多床室〕		備 考
滞在費	2,351	滞在費	1,042	滞在、光熱水費。
食 費	1,867	食 費	1,867	食材料費、調理コスト等。

※ 食費内訳 朝食：502円・昼食：653円・夕食：712円 召し上がった回数のご請求となります。

◆◆◆その他の費用◆◆◆

理美容代→実費 レンタルテレビ→210円/日 電化製品をお持ちになった際の電気代→60円/日

※ 上記利用料金以外に利用者からの依頼により購入する日常生活品・医療費等は、実費を徴収させていただきます。
所得段階による“滞在費”“食費”自己負担額の負担軽減制度もございます。担当にお問い合わせください。

〔所得段階における自己負担額の軽減制度について〕 令和6年8月1日

介護保険では、「居住費」「食費」の自己負担の額が、その所得等に応じて、段階的に設定されています。

(特定入所者介護サービス費の適用。) 各段階に該当される方は、以下のとおりです。

利用者負担段階		対象者所得要件	資産要件※	
			単身	夫婦
第1段階	市民税非課税世帯	・市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者(要件なし)	1,000万円以下	2,000万円以下
第2段階		課税年金収入額と非課税年金収入額合計所得金額(年金分を除く)の合計が80万円以下の方	650万円以下	1,650万円以下
第3段階(1)		課税年金収入額と非課税年金収入額合計所得金額(年金分を除く)の合計が80万円を超え120万円以下の方	550万円以下	1,550万円以下
第3段階(2)		課税年金収入額と非課税年金収入額合計所得金額(年金分を除く)の合計が120万円を超える方	500万円以下	1,500万円以下
第4段階	・上記に該当しない方 (本人が市民税課税者、世帯に課税者がいる方、預貯金等合計額が基準額を超過する方)			

※令和3年8月1日以降の対象者の要件に関して、64歳以下の方(第2号被保険者)の資産要件は、段階にかかわらず単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下であること。

※詳しくは、お住まいの市町村役場介護保険担当者窓口までご相談ください。

〔適用後の額〕

○ 利用者負担“第1段階”の方

(単位：円)

(Ⅰ) 従来型個室利用の場合				
基本負担額			適用後の額	
滞在費	2,351		滞在費	380
食 費	1,867		食 費	300
(Ⅱ) 多床室利用の場合				
基本負担額			適用後の額	
滞在費	1,042		滞在費	0
食 費	1,867		食 費	300

○ 利用者負担“第2段階”の方

(単位：円)

(Ⅰ) 従来型個室利用の場合				
基本負担額			適用後の額	
滞在費	2,351		滞在費	480
食 費	1,867		食 費	600
(Ⅱ) 多床室利用の場合				
基本負担額			適用後の額	
滞在費	1,042		滞在費	430
食 費	1,867		食 費	600

○ 利用者負担“第3段階”の方

(単位：円)

(Ⅰ) 従来型個室利用の場合				
基本負担額			適用後の額	
滞在費	2,351		滞在費	880
食 費	1,867		食 費 (1)	1,000
			食 費 (2)	1,300
Ⅱ) 多床室利用の場合				
基本負担額			適用後の額	
滞在費	1,042		滞在費	430
食 費	1,867		食 費 (1)	1,000
			食 費 (2)	1,300

※上記負担軽減の利用料を適用した場合には、各利用料段階の自己負担額と基準費用額の差額を特定入所者介護サービス費として、補足的に給付されます。ご不明な点がございましたらお問い合わせください。